

京都大学経済研究所教員のテニユア・トラック制に関する内規

第1条 この内規は、京都大学経済研究所教員に適用するテニユア・トラック制に関し、必要な事項を定める。

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テニユア・トラック制 京都大学教員の任期に関する規程（平成10年達示第23号。以下「任期規程」という。）及びこの内規に基づき、任期を定めて教員を雇用し、当該任期期間満了時又は当該任期期間満了までに当該教員の研究業績を審査して優れた研究業績を有すると認められた場合に、任期の定めのない教員として雇用する制度をいう。
- (2) テニユア テニユア・トラック制により、任期の定めのない教員の身分を保有することをいう。
- (3) テニユア・トラック期間 テニユア・トラック制により、任期を定めて雇用される期間をいう。
- (4) テニユア・トラック教員 テニユア・トラック制により、任期を定めて雇用される教員をいう。

第3条 任期規程別表第3に掲げる経済研究所先端経済理論研究プロジェクトにおいて任期を定めた雇用を行う教員には、テニユア・トラック制を適用する。

2 先端経済理論研究プロジェクトにおけるテニユア・トラック教員の職及び任期は、任期規程に定めるところにより、対象となる職については助教、任期については6年とする。

第4条 テニユア・トラック制によりテニユアを取得させる場合において、テニユア・トラック期間に引き続き、又はテニユア・トラック期間後最初に雇用する職は、本研究所准教授とする。

2 前項の規定にかかわらず、テニユア・トラック教員が特に優れた研究業績を有すると認められた場合は、テニユア・トラック期間の途中において、本研究所准教授としてテニユアを取得させることができる。

第5条 テニユア・トラック教員を雇用しようとするときは、当該テニユア・トラック教員候補者に任期制及びテニユア・トラック制の適用その他必要な事項について事前に説明し、任期規程第5条の規定により、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

第6条 テニユア・トラック教員の選考手続及び選考基準は、本研究所助教の例による。

第7条 テニユア・トラック教員には、その雇用後3年が経過するまでに中間審査及びその雇用期間が満了するまでにテニユア取得の審査を行う。

2 前項の審査は、人事審査委員会が予備審査をし、その結果に基づき教授会が行う。

3 教授会及び人事審査委員会は、中間審査の場合にあってはその雇用後3年が経過するまでに、テニユア獲得の審査にあってはその雇用期間満了の1年前までに審査を実施し、

その結果を当該教員に通知しなければならない。

第8条 テニユア・トラック期間満了までのテニユア取得の審査は、本研究所准教授の選考手続及び選考基準による。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。